

## 大阪市鶴見区役所ホームページバナー広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、広告枠を設け、次のとおり募集します。

### 1 募集媒体

#### (1) 名称

大阪市鶴見区役所ホームページ トップページ

#### (2) ホームページ訪問者件数

月間 約6,301件（令和5年1月～12月の平均）

※参考データであり、実際のアクセス件数を保証するものではありません。

### 2 広告の規格

#### (1) 枠数

20枠程度

※バナー広告の掲載位置については指定できません。

#### (2) サイズ

縦60ピクセル×横120ピクセル

#### (3) ファイル形式

G I F（アニメ可）、J P E G、P N G

#### (4) データ容量

4KB以内

#### (5) 注意事項

- ・画像を変化又は移動させる場合は、目への負担が大きくなるように、光感受性発作を誘発させないようにしてください。
- ・大阪市広告掲載要綱及び大阪市鶴見区役所広報紙等広告掲載要領を遵守してください。

### 3 広告掲載料金

#### (1) 1枠あたり 月額5,000円（税込）

#### (2) 1事業者にあたり、同月に3枠目以上を申込する場合は、3枠目以上にかかる掲載月額料金を2,500円（税込）とします。

#### (3) この広告には、大阪市広告事業協力広告代理店制度が適用されます。協力広告代理店が本市に納付する広告料は、上記の額から市に定める料率により算定した額を控除した額とします。

#### (4) 広告料には、制作費（版下・デザイン）を含んでおりません。完全データにて入稿してください。

### 4 広告掲載期間

令和6年5月1日～令和7年4月30日

※広告を掲載する期間は1か月単位です。なお、更新はできます。月々の掲載期間等は次の表のとおりです。

※メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含まれます。

## 5 広告募集開始期間

掲載期間	募集開始日	募集締切日
令和6年5月1日～5月31日	令和6年2月14日(水)	令和6年4月10日(水)
令和6年6月1日～6月30日		令和6年5月10日(金)
令和6年7月1日～7月31日		令和6年6月10日(月)
令和6年8月1日～8月31日		令和6年7月10日(水)
令和6年9月1日～9月30日		令和6年8月9日(金)
令和6年10月1日～10月31日		令和6年9月10日(火)
令和6年11月1日～11月30日		令和6年10月10日(木)
令和6年12月1日～12月31日		令和6年11月8日(金)
令和7年1月1日～1月31日		令和6年12月10日(火)
令和7年2月1日～2月29日		令和7年1月10日(金)
令和7年3月1日～3月31日		令和7年2月10日(月)
令和7年4月1日～4月30日		令和7年3月10日(月)

## 6 申込み方法等

(1) 以下のいずれかの方法によりお申し込みください。

[ア] 郵送またはメールによる申込

大阪市鶴見区役所ホームページバナー広告掲載申込書(様式1)に必要事項を記入したものと、バナー広告原稿の画像を添えて、下記まで送付してください。

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5-4-19

大阪市鶴見区役所総務課(政策推進)

メールアドレス [tr0008@city.osaka.lg.jp](mailto:tr0008@city.osaka.lg.jp)

※必要事項の記入が漏れている場合は、申込みが無効となることがありますので、ご注意ください。

[イ] インターネットによる申込

大阪市行政オンラインシステムからお申し込みください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/f343be01-287f-4115-ae09-fe01e09154bd/start>

※利用者登録が必要です。

- (2) 申込書等は上記の募集締切日(必着)までにご提出ください。ただし、掲載期間途中からの掲載を了承していただける場合は、この限りではありません。
- (3) 提出された申込書について審査を行い、掲載の可否を決定します。掲載又は非掲載の旨を記載した広告(非)掲載決定通知書及び納入通知書(掲載決定の場合のみ)を送付します。
- (4) 広告掲載決定通知書に記載の期日までに、納入通知書にて広告掲載料金を納付した後、メール等でバナー広告のデータを提出してください。
- (5) 広告料の納入及びバナー広告のデータを確認した後、指定日より広告が掲載されます。

## 7 その他

納付済みの広告料は還付しません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付することができます。